

## 第9回策定委員会開催概要及び議事録概要版

|   |  |   |
|---|--|---|
| 件名  | 第9回 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会   |   |
| 日時  | 平成19年5月24日（木） 18:00～20:25  |   |
| 場所  | 奈良市庁舎北棟6階 第22会議室   |   |
| 出席者   | 委員   | 岡本志郎、片山信行、木内喜久子、郡嶋孝、國領弘治、阪本昌彦、佐藤真理、田中啓義、田中幹夫、坊忠一、三浦教次、森住明弘、安田美紗子、山口裕司、吉岡正志、吉田隆一、四元信義、渡邊信久 |
|   | 事務局  | 大福次長、竹本課長、堀内工場長、仲課長、吉住主幹、松本補佐、田中補佐、平木主任、深村主任  |
|   | コンサル   | 館田剛志、大木雄介、下村由次郎   |
| 記録作成者   | 奈良市施設課   |   |
| 配布資料  | 資料16 第8回策定委員会開催概要及び議事録概要版<br>資料17 ごみ焼却施設の候補地選定について（素案）<br>1. 狭域候補地区の選定 |   |
| 会議内容  |  |   |
| <p>1. 部長挨拶</p> <p>2. 議 事</p> <p>(1) 第8回策定委員会議事録概要版の確認</p> <p>(2) ごみ焼却施設等の整備計画概要について</p> <p>(3) ごみ焼却施設の候補地選定について</p> <p>(4) 今後の開催日程について</p> <p>閉 会</p> |  |   |

|         | 意見要約内容   |
|---------|--|
| 事務局(田中) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 先日実施させて頂きました移転候補地の確認会には多数の委員さんにご参加を頂きありがとうございました。当委員会の竹内寛委員が、4月22日付で右京地区自治連合会長を退任され奈良市自治連合会より、朱雀地区自治連合会長の四元信義様をご推薦頂き、当委員会の委員としてお迎えすることになりました。それから、前迫委員が、この4月から大阪産業大学の教授に就任されておられます。</li> </ul> <p>本日は奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会の第9回目の会合でございます。今井委員さん元島委員さんにおかれましては、本日所用のため欠席される旨、ご連絡頂いております。環境清美部長の豊田でございますが、本日出張のため欠席させて頂いております。</p> |
| 大福次長    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 部長挨拶。</li> </ol>   |
| 事務局(田中) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本日の出席状況でございますが、委員総数21名の内、現在のところ16名の委員さんにご出席頂いており、委員会は成立致していることをご報告申し上げます。</li> </ul>  |
| 郡寫委員長   | <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 議事 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「第8回策定委員会議事録概要版の確認」</li> </ol> </li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第9回の奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会を開催させて頂きたいと思っております。</li> </ul>   |
| 事務局(松本) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「資料確認。」</li> </ul>  |
| 郡寫委員長   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 議事次第の1の第8回の策定委員会の議事録概要版について、事務局の方にか訂正箇所についてご意見等参ってますでしょうか。</li> </ul>   |
| 事務局(田中) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在のところ特に頂いておりません。</li> </ul>  |
| 郡寫委員長   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● なければ、承認させて頂いたものとさせて頂きます。</li> </ul>   |
| 事務局(吉住) | <ol style="list-style-type: none"> <li>(2) ごみ焼却施設等の整備計画概要について説明(資料15)</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 前回説明できませんでした資料15番ごみ焼却施設等の整備計画概要についてご説明させて頂きます。</li> </ul>  |
| 佐藤委員    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 処理方式の検討</li> <li>2) 施設規模の想定</li> <li>3) 施設建設に必要な敷地面積</li> </ol> <p>参考資料1 平成17年度ごみ・再生資源搬入量<br/>参考資料2 平成17年度の奈良市環境清美工場へのごみ搬入車両台数実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 参考資料の2ですが、市直営というのと清美公社とあるのとどう違うのかを教えてくださいたいのと、事業所1,026、許可業者2,593とかあるんですが、</li> </ul>   |

|         |   |
|---------|---|
| 事務局(吉住) | <p>その関連、教えて頂けたらと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市直営は一般家庭のごみを集めており、清美公社につきましては、都祁、月ヶ瀬、東部地区を委託させて頂いています。それと一部中高層のマンションの一部、清美公社に委託しております、事業所は基本的に一般家庭のごみではなく、事業系ごみで搬入されてる車で台数をカウントさせて頂いております。許可業者につきましては、奈良市の中では約 46 社位が許可を受けて、ごみを清掃工場へ搬入されてる持ち込み台数が 1 月 2,593 台となっております。</li> </ul>                                  |
| 渡邊委員    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 今の佐藤委員の同じ参考資料の部分に関する質問です。一般家庭の台数が市の直営の倍以上なんですけども、この数字はとても大きいように感じます。37 人の内 1 人が毎月ごみをごみ焼炉に持って行っているというものすごい数だと思う、どのような理由でこのようなことになるのでしょうか。</li> </ul>  |
| 事務局(堀内) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 昔はこんなにたくさん一般家庭の車は清掃工場に搬入されることはなかったです。特に大型ごみのリクエスト等、分別指導等の煩わしさから一般市民の方が、直接工場へ持っていった方が安易に楽に取ってもらえるだろうという考え方から一般持込が急増致しております。</li> </ul>  |
| 渡邊委員    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本題ではありませんけれども、ごみ焼炉が建つ所の周辺住民、私がそこで反対運動をするとすれば、車がいっぱい来る、交通安全上の問題があるということで、これを野放図にそのまま放っておくというのは、あまりよくないのではないかと思います。これ以上の説明を求めるつもりはありませんけれども、気になっていることだけをコメントしたいと思います。</li> </ul>   |
| 郡寫委員長   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● これは我々のこの問題ではございませんので、一応渡邊委員のご意見に対して留意しておくという形で処理させて頂きたいと思います。ご説明を頂きましたものについて、今後どういう焼却施設を整備をしていくかということの参考で、今後これが精査された形で使われていくものと思います。</li> </ul>  |
| 事務局(吉住) | <p>(3) ごみ焼却施設の候補地の選定について説明 (資料 17)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①選定についての条件を新たに追加すること。</li> <li>②候補地周辺の空地状況を再度調査して、拡大可能な範囲を黄色で表示。</li> <li>③東部地域の方で、絞り込む条件として、国道、県道並びに都市計画道路等で幹線道路より両サイド 500m の範囲を表示。</li> <li>④敷地造成の関係で、現況勾配が急傾斜地で、敷地造成が不可能と考えられる区域について桃色で表示。</li> <li>⑤住宅地群の整理。候補地から 300m の範囲において住宅地を赤色で表示。</li> </ol> |
| 田中(啓)委員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 今ご説明のあった候補地を、今後どの程度絞るかということに関しては、あまり絞りこみすぎずに、一つは地元に対して意見を聞くということと、一つは全市民に広くホームページに出すなどして意見を聞いていくと、二つが必要だと思います。ただ今の候補地から全く絞り込まないのかというと、例</li> </ul>   |

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>えば①のところ、①-1はドーナツ型で、ある意味とりようがない所。①-2のところは、住宅が中に密集している所。①-3は10ヘクタールはとれない所ということで、×点かなという印象を持ちました。②も10ヘクタールとれてませんので、これも×点かなと。③-1は1.5ヘクタールしかなく、拡大は不可能なんで×点かなと。④-1も④-2も拡大ができずに10ヘクタール取られてませんから×点かなと。⑤-3も結局拡大ができずに×点かなと。⑤'-1とか⑤'-5というの、10ヘクタールなってませんから×ではないだろうか。⑥から⑫は、地図上でそれぞれ取れてますので、×点はないんじゃないかと思う。10ヘクタールがどうしても拡大してもとれない部分は、ある意味×点として除いてもいいのかなと思いました。それを除いてもかなりたくさんありますので、あとは絞らずに、全市的な意見と地元の意見両方を聞いていくということでもいいんじゃないかという意見です。</p> |
| 郡寫委員長   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 田中委員から、これを中間報告の形で市民に、我々の今審議をしている経過を説明する際に、全市的な意見、あるいは地元の意見を聞く中で、10ヘクタールを取れない所は少しオミットをして、それ以外残しながら、全市的な意見、地元の意見を中心にしながらお伺いするという形の方向性を示唆して頂きましたけれども。</li> </ul>   |
| 四元委員    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 今は空地の問題だけしてますけども、標高というのは、住民に対する害とかは、全く問題ないんですか。選定されてる大きなところはほとんど盆地のようなところだと思います。そういうような要素が必要なのかどうか。</li> </ul>  |
| 郡寫委員長   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特に盆地になると、風の向きとかいう形が、絞ったけれども、風がという配慮をそれはいつ頃するのか。</li> </ul>  |
| 事務局(吉住) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 今のご質問なんですけれども、基本的には二次選定の中では、そこまでは考慮は入れてはおりません。基本的には環境影響評価、この中で対応させて頂いて、ある程度場所を選定しての環境アセスという形になろうかと考えております。</li> </ul>   |
| 森住委員    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ①-1のドーナツ状の未利用地で、この持主の方が買って欲しい希望が仮にあるとすれば、手続き的に生駒市の方に入ると何か難しいことがあるのかないのか、教えてもらいたいと思います。もう一点は、③番と⑤番で拡大はできましたけども、どういう理由でできたのかの説明を教えてもらいたいです。</li> </ul>  |
| 事務局(吉住) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本的に奈良市の清掃工場ですので、大前提は市域の中で検討するのが一番になろうかなと思います。基本は奈良市域の中で候補地を選定したいということで拡大不可能という形で整理させて頂いています。</li> </ul>  |
| 郡寫委員長   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生駒市と奈良市が一緒の形の衛生共同組合の形で処理するというような可能性から言えば、そこは全くアウトですか。</li> </ul>  |
| 事務局(吉住) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● この場所につきましては、等高線が非常に厳しい中で、下に国道が走っていますが、非常に高低差があるものですので、拡大というのは、難しいかなと</li> </ul>   |

|         |  |
|---------|--|
| 森住委員    | <p>思われる区域であります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 要するに基本方針としまして、市の中に作った方が住民の方の理解が得られやすい。そういう理屈ですね。</li> </ul>   |
| 事務局(吉住) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● そういうことです。</li> </ul>  |
| 事務局(吉住) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ③-4の話なんですけれども、基本的に国土地理院の地形図を見て道路界と表示されてるところで10ヘクタールを切ってるものですので、こういう形で前回整理させて頂いたということです。ただ区域をまたがって施設整備もあろうかなということで、今回見直した中で黄色の部分を拡大させて頂いたという経緯です。⑤番につきましても、市道とか道路を無視して、地形的に検討して黄色の区域を拡大させて頂いている。</li> </ul>  |
| A 委員    | <p>この⑤について、この緑色の部分が農振・農用地の区域に指定されている区域であります。農振・農用地につきましても、将来ごみ焼却施設が都市計画決定された場合は解除もあり得るということで、候補地から外す条件にしておりません。農振・農用地を外した面積。この部分が（ダッシュ）がついた面積で表示させて頂いています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 図面の⑥番なんですけど、その中で公社有地、あるいは私有地36.6ヘクタールあるんですけども、保安林と急傾斜地が入っているという説明なんですけど、奈良市さんが、住宅用地として先行取得され、開発を前提にして取得された土地が、何か開発ができないよというご説明を市民には理解できない。もう少し具体的に図面なりで説明頂かないと、皆さん混乱してしまうんじゃないかということを奇異します。</li> </ul>               |
| 事務局(吉住) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● このハッチがかかっているところの区域が基本的に29ヘクタール近くございまして、積水の工場移転用地として朱雀大路の復元等の関係で、ここに移転するという形で、奈良市の方で用地買収させて頂いた経緯がございまして。保安林に指定されてる部分の造成にあたりましては、保安林の解除という形で当時の宅地造成課が県並びに国と調整され、保安林解除の大臣認可も頂いたと聞いております。仮に清掃工場を保安林へ持っていくということになれば、改めて保安林解除の申請を宅地の造成計画も含めて協議しなければならないのではというお話を、担当部局の方で聞かせて頂いて、基本的には以前で許可頂いたのは工場の造成ということですので、新しいごみ焼却施設の造成になれば、基本的に一から協議し直しとしないといけないのではというところまでは、確認させて頂いております。</li> </ul> |
| A 委員    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● それからピンク系があるんですけども、少しダブってるところですね。公有地に、国道の上側、ここも教えてください。</li> </ul>   |
| 事務局(吉住) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ここは基本的に、等高線から読ませて頂いて、不可能に近いという整理をさせて頂いております。当初は積水の工場を全て移転するために必要な面積で、対応されてた経緯もございまして、この部分の造成計画については、今現在確認はさせて頂いてません。</li> </ul>   |

|             |  |
|-------------|--|
|             | <p>私どもは京都府の土地を侵さないで急傾斜地という整理をしますので、仮に京都府を一部フラットにすることによって、この土地利用は可能になってこようかなと思います。</p>  |
| A 委員        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● その辺が、面積あるいは図面上で、どういう指定がされて、どういう形になっているのかということをお教え頂きたいなと思っております。もう一つ、地域指定の急傾斜地というのがありますね。例えば五カ谷の最終処分場に急傾斜地というのがございますね。国土利用計画上の急傾斜地だから、ここはいじっちゃいけないよという指定区域が急傾斜地なんです。今おっしゃってるのは、1対2とか、直角に測ったらそうだという、急傾斜地とこれは混乱しないようにしてほしいんです。</li> </ul>  |
| 事務局(吉住)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一番その言葉が判り安いかなと思って、そういう整理をさせて頂いた。</li> </ul>   |
| A 委員        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● これから、おそらく皆さん疑問をもたれますので、シビアに違った形のものだということをはっきり明記頂きたいと思っております。</li> </ul>   |
| 郡  郷  委員  長 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ここの考え方については最初に明記されてますので、ちょっと注釈を入れて頂いた方がいいかもしれませんね。このままの形で候補地としてやるのか、ある程度初めから10ヘクタール確保できないとか除いた形で、我々の二次的な選考を終わるのか。そこについてご意見等頂けたらと思っております。</li> </ul>   |
| 四元委員        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ⑥番の土地ですね、もうちょっと細かく精査する必要があるんじゃないかと思っておりますけれども。</li> </ul>   |
| 事務局(吉住)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 候補地としての視察では、ここは説明させて頂いた場所です。委員さんにグラウンド並びに一部アーチェリー場として利用されているフラットな部分についても現場の説明をさせて頂きました。基本的に奈良市の宅地造成事業並びに公社が持つる土地ですと云う話も現場で説明させて頂いた経緯がございます。</li> </ul>  |
| 郡  郷  委員  長 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 田中委員の一つのご意見に対しまして、もう少しですねご意見を頂かないと、絞った形にするのかどうかというのがありますね。</li> </ul>   |
| 佐藤委員        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 田中啓義さんとはほぼ同じなんですが、ちょっと絞りすぎてるのかなという気もするんですが。今の段階ではそう絞り込まない方がいいのではないのかなと。基本的にはほぼ今のようところで、これは積み上げてきた作業は、非常に適切な絞りをかけてきたところで一定のものが出てきたので、こういう経過を正確に市民に知らせて、市民からこういう考え方で我々やってきたよと、それについてどうですかと。一般市民に呼びかけるのと同時に、現段階で、最終候補じゃない、第一段階の候補ですけども、そういうところについて自治会などにお知らせをして、ご意見を上げて頂くと。当然反対だ出てくると思うんですが、なぜ反対なのかということ、そろそろ出して頂く作業に進めていく中で優劣とか出てきて、ある程度集約されていくという作業になるのじゃないのかなと。あまり今の段階では絞らずに出して行ったらどうなのかなというように思います。</li> </ul> |

|         |   |
|---------|---|
| 田中(啓)委員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 10ヘクタールが必要だっという前提に立ってるのであれば、なんで5ヘクタールとか3ヘクタールのところを選ぶのかっというのが却って市民に判りにくい。先程のドーナツ状のところは、形式的にも一応10.76ヘクタールになってますので、外すと却って、他の要素が入ってるんで、外さない方がいいのかもしれませんが、数字上で1桁になってるのは、形式的に外しても、混乱しなくていいのかなと思って。私勘定すると13、14ありますしね。数字上でそうであれば、10ヘクタール必要だっという前提があるならばね。そうした方が混乱がないんじゃないかなと思います。</li> </ul>   |
| 阪本委員    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 前回の資料の8頁なんですけども、ごみ焼却施設の建替用地、これが大体3ヘクタール弱を想定なさってる。仮に、10ヘクタール位、内訳はこうこうです。最終的にいくつ位に絞りこんで、地元の住民にも知らせということなんですけどね、私がある当該地区の住人だと、将来ここで建替えも考えてるのかと。地元住民としては非常に受け入れ難い要素になるんじゃないかと。持って行った先の住民さんからすると、これはちょっといかなもんかなとなると、10ヘクタールに拘わらなくて、7ないし8位でも可能ではないかと考えますが、いかがでしょうか。</li> </ul>   |
| 田中(幹)委員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 要するに中間報告の書き方なんですよ。どこまで絞って書くと、住民に対する反響を考えた上で、教えるべきですね。住民の説明のためには、これはここまでとっておるんだとか、これはこういうデメリットはあるけれども、ということをしりげなく、まとめてしまった方がいいんじゃないかなと思います。反応は、僕は大変だと思いますよ、これ報告したら。今度は鵜の目鷹の目になる訳ですよ。<br/>それと先程の⑥の土地、これはまさに鵜の目鷹の目なんです。この土地は、一奈良市民として考えれば、非常に不愉快な土地なんです。おそらく市民は、そこへ持って行ったらいいんじゃないかという意見がどんと出ますよ。とすれば、あそこはどうだかと他と比較してみるとね、あそこはどうだかと云うことになりますのでね、本委員会としては、恐らく市民は、⑥の土地をあれこれいうと思いますけれどね。これもパラレルに列挙できるような工夫をしてもらいたいと思います。</li> </ul> |
| 田中(啓)委員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 私、10ヘクタールの根拠を見て、確認しまして、10にこだわることはない。それともう一点なんですけど、⑥番の土地といったときに、あそこからもっと奥の方にもある訳なんです。土砂が積み上げられてるような、すでに自然が破壊されてるような土地もある。一つの考え方によっては、すでに破壊されてるところを創出するという考え方もあると思うんです。⑥だけまとまってしまってるんですが、桃色の傾斜地によって、分断もされてますので、名称というか、枝番をつけてもいいような土地になってるんじゃないかなと思うんですけど。どうなんでしょうか。</li> </ul>   |
| 事務局(吉住) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● まず一点は建替用地の話なんですけれども、基本にごみ焼却施設という</li> </ul>  |

|                 |  |
|-----------------|--|
| <p>コンサル(館田)</p> | <p>ことで、都市計画の運用指針という資料がございまして、建替用地も一緒に確保しておいたほうが将来的にいいというふうに表示されておいて、今回入れさせて頂いてます。</p>  |
| <p>郡寫委員長</p>    | <p>● 補足説明させて頂きます。今の⑥番のところなんですけども、ここつながっているような状況でずっと白かったというのが今までの絵なんです、今回の委員会において、急傾斜地の形状が概ねこれでいいんじゃないかということであれば、今回の委員会で逆にそこを決めて頂きたいところではあるとご理解頂けたらと思います。</p>   |
| <p>事務局(吉住)</p>  | <p>● 問題ないじゃないですか。そうすると、枝番でやってもらっても、一応我々の条件満たしている訳ですからね。</p> <p>そうすると、10ヘクタールじゃないとだめだということか。事務局のご意見と、皆様方のご意見を頂きたいと思います。</p>   |
| <p>田中(啓)委員</p>  | <p>● 事務局としては、基本的に将来も含めて、できたら建替用地も合せて今回候補地選定して頂ければと考えております。</p> <p>● 要するに建替を含めて考えるかというのは、一つの価値判断になってしまうと思うんです。価値判断は今のところペンディングしておいて、必要最小限度やるという意味では、4ヘクタール、5ヘクタールのところも入れておくべきだと私は思いました。</p>   |
| <p>森住委員</p>     | <p>● おのおのについて、文章で説明して、これはあかんでということが、この説明からでは判らないんですよ。</p> <p>例えば③-1でいいますと、二つの大きな境界があって、真ん中白くなってますね。上のラインがなんでこうつけられたのか。この学校があるからあかんねんどか、そういうふうな文章を作って頂いた上で、それで5ヘクタール未満は少なくともこれは無理だと判りますから、そういうところは省いてもいいんじゃないかと思います。もう一つは、省くとかえって杓子定規だという批判が返ってきそうなのが、④-2です。杓子定規に線引きすぎやと、というような批判が返ってきます、そういう意味で杓子定規に10を切るかどうかで線引きせん方がいいと思います。アバウトで、市民の方が見た場合に、当然私でも省くわ。そういうふうなことが判るような判定をして頂いた上で、出して頂いたらもっと判るのやないかと思います。</p> |
| <p>郡寫委員長</p>    | <p>● 判りました。少し幅を持たしてという形からいうと10ヘクタールにこだわらないで、確実にそういう面ではとれない。最低限どこにするか。はぶける場所があるかどうかですね。その作業、もう一回やる。それとも事務局に任せて、もう一回その(案)で、これを市民に対して出しましょうという形の案で。</p>   |
| <p>森住委員</p>     | <p>● 起草案は、委員会作った方がいいんじゃないですか。</p> <p>事務局で作ってもらった方がいいんですよ。</p>  |
| <p>郡寫委員長</p>    | <p>● 原案だけは作ってもらって、委員長、副委員長に見せて頂くような形で、</p>   |



|                          |  |
|--------------------------|--|
| <p>佐藤委員</p>              | <p>ある程度ご意見もうして、これだったらっていう形で、最終的に文言を修正して、委員会の名前で出す。</p> <p>そしたら、次のときまでに事務局で作業してもらって、皆様方の意見頂きましょうか、送ってもらって。今言ったようにこの原案に基づいて、ある程度もう少し10ヘクターにこだわらないで、幅をもたせるということ。但し、あきらかにもうだめだということだけを、理由をきちっとした上でやって頂く。それを23日までの前に委員の皆様を送って、意見を頂いて、23日に確認するという形ですね。次の9月位に中間報告の最終的な原案は、そこで確認した上で、それを文章にして判りやすく経緯も含め、9月頃に中間報告として最終的な案にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 今、委員長がまとめられたような作業して頂いて、各委員に配って、次回の会議では確定すると。あと細かいニュアンス表現とかは、委員長に一任位の形にする位のペースでやって頂けたらと思います。</li> </ul> |
| <p>郡寫委員長<br/>事務局(吉住)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● これはもう事務局が作業できるかどうかの話です。</li> <li>● 一つの案として、今日資料17でお示しさせて頂いた形の中で、基本的に事務局案として、ここは○でここは×です。×の理由は、こういう理由で難しいですよという形で、整理させて頂いて、委員の皆様を送らせて頂く。</li> </ul>  |
| <p>郡寫委員長<br/>事務局(吉住)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● そしたら、事務局はこう云っているけども、私がみた感じから云うと、これはちょっとあかん、理由はこうですと入れて頂いて、それを次回の中で、出して頂いて、みんなで精査をするという形の作業をすればいい話ですね。</li> </ul>  |
| <p>郡寫委員長<br/>事務局(吉住)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中間報告につきましては、今までの資料の積み上げの抜粋版を精査して、整理したいと思っております。広域候補地選定までは、20ページ位で整理させて頂いており、今回狭域候補地の選定につきましては、結果を一番最後の資料として整理したいということで、その条件を一番最後の二次選定の最終決定の資料として付け、中間報告の資料にと考えております。次回は中間報告(案)として、出させて頂けるのかなと考えています。</li> </ul>   |
| <p>郡寫委員長<br/>事務局(吉住)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● その場合、中間報告というのは、市民向けですから、判りやすく書いて貰わないといけませんよ。判りやすく書かなくちゃいけないという作業が、もう一つ入りますから、それまで作業できるのであれば。</li> <li>● 今は、市民向け中間報告という整理は、考えていなかったんですけども。市民向けの広報用の資料作成までは、ちょっと難しいかなと思うんですけども。</li> </ul>  |
| <p>郡寫委員長<br/>吉田委員</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 判りました。7月はそこまでの、作業ということで、市民向けというのは、次の次回という形で。</li> <li>● 次回はまず叩き台のような形で、最終的には、市民向けというのは、目指して頂きたい。我々が報告するのは、市長であったり、市民の方には報告の義務があると思うので、最終的にはそういうのが出来た段階で、お知らせをすることになるので、それに対して市民からの意見の公募も、セットで出し</li> </ul>  |

|               |  |
|---------------|--|
| 郡寫委員長         | <p>て頂きたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 我々が中間報告するときに市長宛に、広く市民及び候補地になってるところの地元の意見を徴収して頂ければ、それが中間報告と我々の提言だと思っておりますので、是非ともやってほしいという形でいっしょにつなげたいと思っております。</li> </ul>   |
| 國領委員<br>郡寫委員長 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 三次選定というのどうなりますか。</li> <li>● 二次選定までやった上で、広く市民の意見を聞いて、我々の方向性が間違ってるか間違っていないか、確認をする。そしてまた新しい考えが出てきて、改めて、市民に確認をしながら、三次選定の方向へ入っていく。</li> </ul>  |
| 國領委員<br>郡寫委員長 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 期日の心配が、実は出てきてるので。</li> <li>● それは仕方ない話でね、我々はそういう面ではいたずらに長引かしてる訳じゃなく、民主的な手続きのもとにおいてやっていってる。</li> </ul>  |
| 佐藤委員          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● やはり委員長の言われるように、事務局サイドとすれば、今日の議論を踏まえて事務局試案を第二次選定の試案をまとめて、併せて中間報告の原案をまとめることは不可能でないということ言った訳ですが、委員長の方で、それは市民が読んで理解出来るようなものを取りまとめられるのですかという議論で、ちょっと難しいと、やっぱりそれは次々回だろうというように、まとめられたのは、私は適切じゃないかなと。急ぎたいんですが、中途半端なものを出して批判を受けるよりは、きちっと積み上げて、自信を持って市民の皆さんに、中身の点理解頂いて、十分に意見頂けるようなものを、ここでとりまとめる。今あまりここで焦ると、かえって全体遅れるような気がしますので、今日のこの最後の方の議論は、かなり具体的になってきましたから、7月までに何をやる。次に何をやるということで委員長がだいたいとりまとめたような方向でいいんじゃないのかなと私は思います。</li> </ul> |
| A 委員          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 私ちょっと違った立場から、建替用地の件です。建替用地を20年先、今から焼却用地を前提に奈良市が、施設をエリアを確保するというのは、僕は時代遅れだと思うのです。こんな考え方を市民派の皆さんはおそらく理解しないと思います。こんな計画を継続して奈良市の清掃工場がですね、永遠に残るように施設を造るような考え方がどうも、皮肉にとられると思います。やるべきじゃないと思います。</li> </ul>  |
| 郡寫委員長         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● やはり基本計画もあることですし、その中で、明確にビジョンとして持っておくというのは必要だろうと思います。そして、できるだけ清掃工場も長引かせるような形のメンテナンスをやっていく。今から建て替えというのは、スクラップアンドビルドというのは、あんまり今からの時代に合わない。おそらく誰がみても今の財政状況では、続かないというのは、はっきりしてる訳で、それが将来に向けて清掃工場が奈良の清掃局が、長期的な見通しの中で評価されてくる行政だろうと思います。</li> </ul>  |
| 森住委員          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 今の議論非常にいい議論やと思いますけども、早めるためにも、起草委員会</li> </ul>   |

|                    |  |
|--------------------|--|
| 郡寫委員長              | <p>を作った方がいいと思います。有志の方が入られて、事務局とそこで摺り合わせしといたら、国がどうかとか念頭に常にありますから、市民からみて、そんな焼却工場なんて日本では、世界で1番たくさんあんなんからと、そういう根本的な批判受ける訳ですよ。そういう意味で、その発想は変われへんと思いますからね。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中間報告のまとめたものを次回の7月にやって、それを9月に向けて、やる場合には、有志の方を募ってやってもらうということを9月にしましょうか。</li> </ul>   |
| 田中(啓)委員            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 國領委員からの心配の話が出たんで、一応20年3月末が目標となっております。9月までは今だいたい決まってるんですが、次回に、以降11、1、3月これをどういうふうに使っていくのか、手続きの段取りも計画して頂いたら國領委員の言われた不安が解消できるのじゃないかと、それもやって頂きたいと思います。</li> </ul>  |
| 郡寫委員長              | <ul style="list-style-type: none"> <li>● そしたら、そののとも併せて、事務局行程表みたいな形で、ここまでやっていこうという、20年3月までの、行程表作って頂いて、もう一つ次回に出して頂けたらと思いますけども。よろしゅうございますか。</li> </ul>  |
| 事務局(仲)<br>コンサル(館田) | <ul style="list-style-type: none"> <li>● できるだけ努力します。</li> <li>● 作業に当たって一点だけ確認させて頂きたいのですが、本日赤い点で、記してる住宅地群について、最終の報告として載せるか載せないかというところの判断だけは、今日の議論の中では、触れられてる状況にないいうか、特に今載せてる必要がない状況に今陥ってますので、そのの所の方向性だけは確認させて頂けたらありがたいなと思うんですけども。</li> </ul>  |
| 三浦委員               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ずっと今、心のどっかに引っかかってたんですが、左京から移転を求めたときに、住宅地に近接しすぎやということを、第1の移転の理由にさして頂いてるんです。私どもはやはり住宅密集地に近接した清掃工場は、左京の住民としては、移転してもうれしくないなという気がしますから、赤いところで、囲まれてるところについては、市民の皆さんに提示する段階では、外して頂きたいなと思うんですが。</li> </ul>  |
| コンサル(館田)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 今の絵ですと空地から300メートルの範囲に家があるかないかというのを示してる状況です。要は空地に対して近接してる住宅があるかということを示している状況にあります。現段階の中間報告で、ある程度絞らないというご意見ありましたので、住宅地群の距離だとか、じゃどれくらいの家があったらという議論がない中で載せとくのは、ちょっと難しいんじゃないかと考えてるんですけども。</li> </ul> <p>実際最終的には、三次選定である程度土地絞ってく段階で、評価は出来ると思うんです。今の議論の中で載せる載せないといったときに、中間報告で扱いづらい絵になるかなと考えますので。</p> |
| 森住委員               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● どっから線引きするべきかいうときに、緩衝緑地帯設ける訳です、そばか</li> </ul>  |

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| <p>郡鴫委員長</p> <p>事務局(田中)</p> | <p>ら見ると公園的に見えますね、300メートルという論理はですね、安全性も含めて、説得力ありますけども、敷地境界から300メートルというと、特に東京等のような所では建てられなくなりますから、今回はその所を基本的には、住宅地から300メートルというのは、要件に入れてませんからね、ここで新たにそこへ載せるのは、やっぱりまずいと思います。</p> <p>● 判りました。おそらく最終的には判りませんが、皆様方の良識的な判断して頂けると思ってるんですけども。次回は今日の御議論頂いたという形で、7月23日18時よりの開催は決まっておりますので、次の9月の方を決めさせて頂きたいと思います。9月の26日のですね18時からということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>● 次回7月23日午後6時からお願ひ申し上げます。</p> |
|-----------------------------|---|

【決定事項】

\* 狭域候補地区の選定について

- ・事務局の方で各地区について候補地から削除するか残すかの検討を行い、検討結果の理由を記載し、事務局(案)として○×により整理する。この資料を、各委員に事前に送り、委員の意見を集約した資料整理を行い、次回の策定委員会に提案すること。
- ・施設建設に必要な敷地面積としては、当初の約10ヘクタール以上の面積から、約6～7ヘクタール以上の敷地が確保できる面積として整理する。
- ・住宅地群の取り扱いについては、検討事項から除外して整理し、三次選定で検討する。
- ・地図番号⑥以降に掲載している急傾斜地の表示については、名称の修正を行う。

\* 中間報告の作成について

- ・市民に広報することから、市民が判りやすい資料として整理することが重要であり、7月に案を作成検討し、9月の策定委員会での決定に向けて作業する。